平成２８年（フ）第８号
滋賀県近江八幡市西生来町721番地、前住所滋賀県草津市馬場町207番地138
債務者　一柳恵美子こと　ＩＴＩＹＡＮＡＧＩ　ＣＡＴＡＲＩＮＡ　ＥＭＩＫＯ　ＮＯＺＡＷＡ
１　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３４号
滋賀県東近江市建部堺町298番地　相生荘５号室
債務者　大上　　望
１　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第６３号
兵庫県西宮市越水町９番17―302号、申立時の住所兵庫県姫路市花田町上原田251番地14ハイツしらさぎ202
債務者　石野田香里
１　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１１号
島根県益田市多田町200―29　吉田南団地２号―222、住民票上の住所島根県益田市あけぼの西町14番地９（205）
債務者　松永　　茂
１　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第３３号
北海道小樽市桜２丁目８番23号
債務者　越後谷玉子
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２４号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番４―1204号
債務者　相馬　弘美
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３９号
青森県三戸郡南部町大字福田字板橋14番地19
債務者　北上　卓矢
１　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
仙台市青葉区折立２丁目１番12号　サンリバー広瀬Ａ―201、従前の住所宮城県柴田郡川崎町大字前川字中原８番地１　中原住宅56号
債務者　石母田真由美（旧姓小山）
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
宮城県名取市高舘吉田字野来65番地の39
債務者　藤田佳緒里（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
秋田県男鹿市船越字内子294番地1697
債務者　杉本　慎也
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
山梨県笛吹市石和町八田330番地157　メイプル八田Ｃ―101、前住所山梨県南アルプス市川上263番地２　神の木団地　１―102
債務者　松田　君子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
長野県上田市常入１丁目15番39号　グリーンエコーズ301号
債務者　中村　祐子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４２号
長野県松本市石芝３丁目９番58号
債務者　大澤　知子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５４号
長野県松本市本庄２丁目11番２号
債務者　川上　信子
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４２号
滋賀県犬上郡豊郷町大字雨降野163番地６
債務者　元持　君子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２８号
鳥取県鳥取市田園町２丁目121番地、旧住所鳥取県鳥取市古海825番地の６
債務者　中尾　利信
１　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部